

地方独立行政法人三重県立総合医療センター
インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件等

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない方又は破産者で復権を得ない方
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる方
- (3) 県税又は地方消費税を滞納している方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法等の規定に則り、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「センター」といいます。）が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 納付期限までに売払代金の残金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間センターの実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面やセンターにおいて閲覧に供されているホームページ等を確認し、十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
また、入札前にセンターが現地説明会を実施する場合には、説明会において購入希望の財産を確認してください。現地説明会を実施しない場合には、参加者ご自身が事前に購入希望の物件をご確認いただくとともに、利用に係る諸規制を熟知したうえで、入札に参加してください。
- (5) 売却システムは、ヤフー株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込み等一連の手続きを行ってください。
 - ア 参加仮申し込み
売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。
 - イ 参加申し込み（本申し込み）
売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から仮申し込みを行った後、センターのホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」（以下、「申込書」といいます。）を印刷し、必要事項を記入・押印後、センターが指定する書類を添付のうえ送付してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。
公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」を付してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、又は公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (7) 書類取得に係る費用や郵送料等の入札参加に必要な費用は参加申込者の負担となります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転等についての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等センターの責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。この際、売却物件は現況のまま引き渡します。

(以下(3)から(9)までは、不動産の権利移転に関する注意事項です。)

- (3) センターは、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (4) 特別説明のない限り、地下埋設物、地盤及び土壌調査、アスベスト調査等を行っておりません。また、開発等に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例等の法令による規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) センターは、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、雑草の草刈等の負担及び調整は行いません。また、越境物の処理については、センターは関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいこととなります。（契約後に判明した場合も同様です。）
- (6) 契約締結後、財産に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見した場合においても、センターはその損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。
- (7) 落札者は、財産を契約締結の日から5年間、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供することを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは第三者に貸してはなりません。
- (8) 落札者は、財産を暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供することを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは第三者に貸してはなりません。
- (9) 所有権の移転登記は、落札者本人に対して行います。センターは、中間省略登記には応じません。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録がなされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびYahoo! JAPAN IDに登録されているメールアドレスをセンターに開示され、かつセンターがこれらの情報を公文書管理規程に基づき保管すること。

センターから公有財産売却の参加者に対し、Yahoo! JAPAN IDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせ等を電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のYahoo! JAPAN IDを売却システム上において一定期間公開されること。

エ センターは収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置を行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容と異なる場合、落札者となっても所有権移転等の権利移転登記を行うことはできません。

5. 共同入札について（売払財産が不動産の場合）

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を定める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続き等については、代表者のYahoo! JAPAN IDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書及び共同入札者全員の添付書類を提出することが必要です。

なお、申込書はセンターのホームページから印刷することができます。

ウ 申込書等に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容と異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことはできません。

エ 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたYahoo! JAPAN IDでのみ入札することが可能です。

1. 公有財産売却の参加仮申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録のなされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人名でYahoo! JAPAN IDを取得する必要があります。

共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。

2. 入札保証金の納付及び申込書類の提出について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、センターが売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 申込書類の提出及び入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、センターが売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始2開院日前までにセンターが入札保証金の納付を確認できない場合、入札することはできません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾するものとします。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、センターのホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、センターが指定する書類を添付のうえ送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」を付してください。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（ごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したYahoo! JAPAN IDで公有財産売却の参加申し込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

動産の入札保証金納付方法は、クレジットカードのみとします。

イ 納付書による納付（売払財産が不動産の場合のみ）

センターが指定する金融機関で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から仮申し込みを行った後、センターのホームページから申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、センターが指定する書類を添付のうえ送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

必要書類がセンターに到着後、センターから「納付書」を送付しますので、センターが指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

センターが指定する金融機関において入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで3開院日程度要することがあります。

申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」を付してください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までにセンターの定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札方式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したYahoo! JAPAN IDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札を取り消す取り扱い

センターは、地方自治法施行令第167条の4第1項等に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消すことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、センターは開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のYahoo! JAPAN IDと落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ センターから落札者への連絡

落札者には、センターから入札終了後、あらかじめYahoo! JAPAN IDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

センターが落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、契約締結期限までに契約が締結できなかったり、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金（又は契約保証金）を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、センターに連絡する際やセンターに書類を提出する際等に必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違い等の場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

ア 契約

センターは、落札後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際にはセンターから契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印し、印紙税法に定める印紙税相当分の収入印紙を貼付し、センターに直接持参又は郵送してください。

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税の課税対象となる物件は、落札者が入札した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、売却の決定金額とする場合があります。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で契約を締結する能力を有しない方等公有財産売却に参加できない者であることが判明した場合は、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却の決定金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までにセンターが納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金納付期限は、センターが指定する日となります。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、売買契約を解除のうえ、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金はセンターが用意する納入通知書によりセンターが指定する金融機関で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までにセンターが納付を確認することが必要です。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外への納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

株式会社ネットラストは、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者のクレジットカードの引き落としの時期の関係上、実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。

イ クレジットカード以外の方法により納付した場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込の

みとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付したときに落札者に権利移転します。その後、不動産については、売払代金の残金の納付が確認された後に、落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権利移転を行います。

2. 権利移転の手続きについて

（不動産）

- (1) センターのホームページから「所有権移転登記嘱託請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までにセンターへ提出してください。

なお、その際、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙をセンターへ提出してください。

- (2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記嘱託請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、落札後、速やかにセンターに対して任意の書式にて申請してください。
- (3) 「所有権移転登記嘱託請求書」を提出後、所有権移転の登記が完了するまで2週間程度の期間を要することがあります。

（動産）

- (1) 名義等の登録が必要な動産については、落札者の責任において登録手続きを行ってください。
- (2) 引き渡しの際は、落札者本人のため、次のア及びイの書面を持参してください。
ア 身分証明書（運転免許証、健康保険証、住民票等本人確認及び住所を証する書面を持参してください。）
イ センターから落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの
※代理人が引き渡しを受ける場合は、落札者本人が作成した委任状と、代理人の本人確認書類を持参してください。

3. 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等センターの責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミの撤去等は、すべて落札者自身で行ってください。

4. 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

- (1) 引き渡し及び権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は落札者の負担となります。

- (2) 所有権移転等の登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙が必要となります。

共同入札者が落札者となった場合、共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許

税相当額を納付してください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合等が生じた場合の対応

- (1) 公有財産売却の参加申し込み期間中
売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。
 - ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
 - イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
 - エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合
- (2) 入札期間中
売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。
 - ア 入札の受付が開始されない場合
 - イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
- (3) 入札期間終了後
売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。
 - ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
 - イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後、財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還
特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。
なお、納付書により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。
- (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還
公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。
なお、納付書により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者等（以下「入札者等」という）に損害が発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が発生した場合、センターは損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合等により、入札者等に損害が発生した場合、センターは損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者等の使用する機器又はネットワーク等の不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても

、センターは代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者等が使用する機器又はネットワーク等に不備、不調が生じたことにより入札者等に損害が発生した場合、センターは損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 入札者等が入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができない等の事態が発生したとき、それに起因して入札者等に生じた損害について、センターは損害の程度・種類にかかわらず責任を負いません。

(6) 入札者等の発信又は受信するデータが不正アクセス若しくは改変等を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となる当の被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、センターは責任を負いません。

(7) 入札者等が、自身のYahoo! JAPAN ID又はパスワードを紛失若しくは第三者に漏えいする等して被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらずセンターは責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

5. リンクの制限等

センターが売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、センター物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、センターが公開している情報（文章、写真、図面等）について、センターに無断で転載・転用することは一切できません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットトラストに委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を株式会社ネットトラストに開示することに同意するものとします。